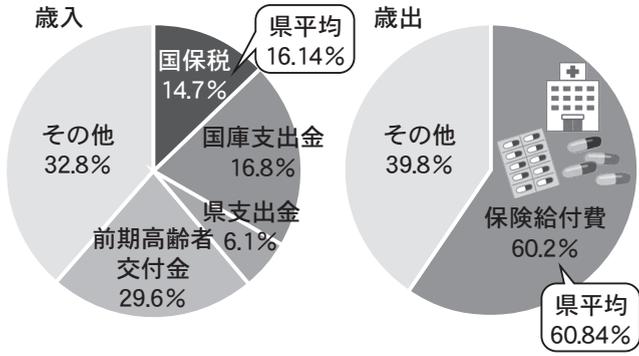


国民健康保険税率を改定します

平成30年度国民健康保険税(国保税)の税率を改定します。国保税は1年間に必要に応じて、加入者の皆さんに負担していただいているものです。

改定後の1人あたり保険税額は約94,600円となる見込みです。(昨年度は約118,000円) ※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。



平成30年度本町国民健康保険特別会計の収支状況

改定の要因は

制度改正と総医療費の減少

平成30年4月1日施行の国保制度改正に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保のしくみが大きく変わりました。この影響により、被保険者の負担部分である国保税は前年度よりも引き下げられています。

しかし、国保税は医療費(保険給付費)と大きく関係しています。医療費の増加は財政を圧迫し、国保税の引き上げにつながります。

医療費の増加を抑えるため、日頃から特定健診やがん検診の受診で、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めましょう。

所得申告をしていますか？

所得申告をしていない場合、国保税が本来より高くなる場合があります。必ず役場税務住民課へ申告してください。

▼国保税計算方法

	医療給付分	後期高齢者支援分	介護分(40～64歳)
所得割 世帯の所得に応じて計算	所得基礎額 × 7.2% (改定前 7.9%)	所得基礎額 × 2.3% (改定前 3.7%)	所得基礎額 × 1.7% (改定前 3.9%)
資産割 世帯の資産に応じて計算	固定資産税額 × 21.8% (改定前 32.8%)	固定資産税額 × 5.7% (改定前 11.8%)	固定資産税額 × 5.0% (改定前 12.8%)
均等割 一人につき いくらと計算	1人 28,200円 (改定前 23,000円)	1人 9,000円 (改定前 10,200円)	1人 8,900円 (改定前 12,000円)
平等割 一世帯につき いくらと計算	1世帯 19,800円 (改定前 21,000円)	1世帯 6,500円 (改定前 8,000円)	1世帯 4,800円 (改定前 7,000円)
あなたの世帯の 保険税額は？	= _____円 限度額 58万円	+ _____円 限度額 19万円	+ _____円 限度額 16万円

問合せ先 役場税務住民課 米井・谷口 ☎ 75-4117

国民年金保険料は

遅れずにきちんと納めましょう

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、老後に老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、納付が遅れることで不慮の事故等による障害基礎年金や遺族年金が受け取れなかったりする場合もあります。保険料はきちんと期限内に納めましょう。

●保険料の免除制度があります！

国民年金の第1号の被保険者は、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになってます。しかし、所得が少ないなど、経済的に難しい場合は、本人の申請によって保険料納付が免除（又は猶予）される「保険料免除（納付猶予）制度」があります。

●平成30年度の免除の受付

平成30年7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までが免除対象期間です。

申請に必要なもの

マイナンバーがわかるもの、又は基礎年金番号がわかる書類

【問合せ先】

税務住民課 古田

☎75-4118

日本年金機構

鳥取年金事務所

☎0857-27-8311



治療中の人にも、大切なお知らせです！

健診で知ろう、体からのメッセージ

健康への第1歩は今の自分の体の状態を知ることです。

町の健康課題となっている心筋梗塞や脳梗塞は、病に倒れる以前から、特定健診で兆候を見つけることができます。また、がんを早期に見つけ出す手段は、がん検診だけといっても過言ではありません。

ぜひ医療機関、集団健診会場へ足を運んでみてください。

毎日の健康のために
毎年健診の受診を！
健診で右記の病気にかかる
リスクを見つけることができます！



1年に1回の健診で、

体のメンテナンスを

脂質異常症



肝疾患



高血圧



7月の集団健診

月日 7月28日（土）

受付 午前8時30分～10時30分

場所 ほのほの「ひだまりホール」
内容 特定・後期高齢者健診、胃・大腸・子宮・乳がん（要予約）、
肝炎ウイルス、検査

【問合せ先】

保健センター福祉課

☎75-4101